

未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金 について

資料5

平成30年12月の自由民主党・公明党政調会長合意において、

- ◆令和元年10月から消費税率が引き上げとなる環境の中、子どもの貧困に対応するため
- ◆ひとり親に対し、住民税非課税の提供拡大の措置を講じつつ、更なる税制上の対応の要否等について、令和2年度税制改革大綱において検討し、結論を得るとされたこと

を踏まえ、臨時・特別の措置として、児童扶養手当の受給者のうち、未婚のひとり親に対して給付する。

(1)実施主体

都道府県、市(特別区を含む。)及び福祉事務所設置村

(2)給付額

17,500円

(3)基準日

令和元年10月31日

(4)支給対象者

以下のすべての要件に該当する者（児童扶養手当受給者約520名のうち、40名程度が該当する見込み）

- ①令和元年11月分の児童扶養手当の支給を受ける父又は母
- ②基準日において、これまでに法律婚をしたことがない者（同日において、事実婚をしていないもの又は事実婚の相手方の生死が明らかではない者に限る。）

(5)費用

全額国庫負担(10/10) ※実施にかかる事務費についても全額国庫負担

未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金にかかる 今後のスケジュール

申請受付(8月)

窓口又は郵送で申請を受け付ける。

原則として、現況届の手続きと同時に、窓口で本給付金の受付を行う。ただし、現況届手続き時において本給付金の提出書類を用意することができなかったものなどについては、郵送での受け付けも可能。

【提出物】①申請書 ②戸籍謄本 ③その他必要な書類

令和元年に新規認定を行った児童扶養手当受給資格者についても同様に申請を受け付ける。

申請(取り下げ)受付(8月～11月)

8月以後に新規認定請求などを行った児童扶養手当受給者又は資格喪失した申請者から、窓口で申請(取り下げ)を受け付ける。

それぞれの手続きと同時に窓口で本給付金の申請を行う。ただし、申請時に本給付金の提出書類を用意することができなかったものなどについては、郵送での受け付けも可能。

審査・支給決定(11月～12月)

申請者の支給要件の審査を行ったうえで、支給決定を行う。

申請者から提出された申請書等について確認し、本給付金の支給要件に該当するかの審査を行ったうえで、支給決定を行う。

支払い(1月)

支給決定を行った者に支払いを行う。

原則として、児童扶養手当1月定時払いの支払日と同日に、本給付金の支払いを行う。あわせて、申請者に対し、支給(不支給)決定通知書を送付する。